

スクールロイヤー活用事業

児童生徒の最善の利益を確保するとともに教職員が児童生徒への指導・支援に専念できる体制づくりを進めるため、スクールロイヤー活用事業を令和7年度から新規事業として実施します。

1 法務相談

学校で発生した様々な問題に対して、学校が検討した対応案について、法的側面から電話や面談等により弁護士が助言します。



2 職員研修

いじめ防止対策推進法の理解など、適切ないじめ対応等に関する教職員研修を実施する際に、弁護士が講師となります。

3 法教育の授業

児童生徒向けのいじめの予防等に関連する授業を法律の専門家である弁護士が行います。

※相談・研修・授業等の申込みは、実施要項を御確認ください。

法務相談への流れ

①報告・相談

学校が電話等で市町村教育委員会に報告・相談する。

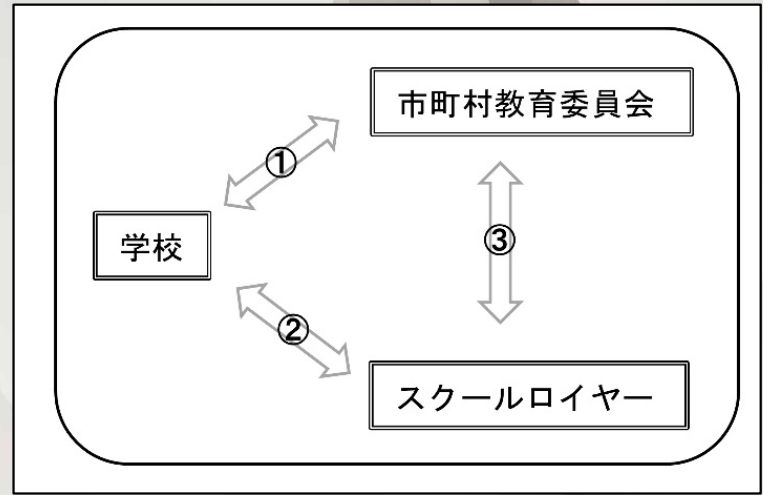
②相談・助言

学校がスクールロイヤーに直接連絡を入れ、相談する。

スクールロイヤーは学校からの相談に対して助言する。

③確認・相談

市町村教育委員会は必要に応じて、スクールロイヤーに事案の確認を行ったり、相談したりする。



法務相談が可能な主な相談例



いじめの事案で、被害生徒の保護者から「加害生徒を別室登校にしろ。」と強く言われています。学校いじめ対策組織で対応案を検討しましたが、法的に問題がないか、助言をもらえますか？



弁護士の立場からいじめ防止対策推進法等の法規に照らして、対応の適否を助言します。



写真を許可なくSNSにアップされた被害生徒が激怒し、肖像権の侵害を主張しており、弁護士にも相談すると言っています。対応の留意点について、助言をもらえますか？



公平・中立な立場で、児童生徒の最善の利益を考え、法的な観点から対応の留意点等について、助言します。



児童虐待及びヤングケアラーが疑われる生徒がいます。疑いの段階ですが、児童相談所に通告しようと思っています。この対応で問題ないですか？



児童虐待防止法等で示された法の規定に基づき、学校に課せられた対応について、法的視点から助言します。

いじめ

児童虐待

進路変更

非行・触法
盗難等

ネット
トラブル

※自校を担当する弁護士へ気軽に御相談ください。

